

兵庫県公報

令和5年1月11日 水曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程	1

企業庁管理規程

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和5年1月11日

兵庫県公営企業管理者 水 埜 浩

兵庫県企業庁管理規程第1号

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

第1条 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年3月31日企業庁管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第18号中「次に掲げる区分に該当する日から、同日以後1年を経過する日までの期間内」を「次に掲げる期間内」に改め、同号(1)中「勤続年数が20年に達したことによる表彰を受けた日の翌日又は管理者が当該表彰を受けたとみなす日の翌日」を「勤続年数が20年に達したことによる表彰を受けた日の翌日又は管理者が当該表彰を受けたとみなす日の翌日から10年を経過する日の属する年の3月31日」に改め、同号(2)中「勤続年数が30年に達したことによる表彰を受けた日の翌日又は管理者が当該表彰を受けたとみなす日の翌日（管理者が勤続年数が30年に達したことによる表彰を行わない場合にあつては、(1)の表彰を受けた日又は受けたとみなす日から10年を経過する日の属する年の4月1日）」を「勤続年数が30年に達したことによる表彰を受けた日の翌日又は管理者が当該表彰を受けたとみなす日の翌日（管理者が勤続年数が30年に達したことによる表彰を行わない場合にあつては、(1)の表彰を受けた日又は受けたとみなす日から10年を経過する日の属する年の4月1日）から定年に達する日以後における最初の3月31日（地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員にあつては、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日）」に改める。

第2条 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を次のように改正する。

第11条第1項第18号(2)中「（地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員にあつては、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日）」を「（職員の定年等に関する条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員にあつては、同条例第12条に規定する定年退職日相当日）」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 令和5年1月1日
- (2) 第2条の規定 令和5年4月1日